

## 群馬東部水道企業団建設工事等請負業者選定要領

### (目的)

第1条 この要領は、企業団が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条で規定する建設工事（以下「工事」という。）及び建設関連業務委託（以下「業務委託」という。）において指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）の選定及び一般競争入札における入札参加資格要件について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (有資格者)

第2条 群馬東部水道企業団会計規程（平成28年群馬東部水道企業団企業管理規程第10号）第108条及び第117条で規定する者を有資格者とする。

### (等級格付けの対象工事)

第3条 等級格付けの対象工事は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事（以下「7工事」という。）とする。

### (等級格付けの方法)

第4条 等級格付けは、経営事項審査における総合評定値（P点。以下「客観数値」という。）に、入札審査委員会により決定する企業団独自の評価項目に基づく発注者別評価点（以下「主観数値」という。）を加算した評価点（以下「総合数値」という。）により行うものとする。

2 前項に規定する主観数値は、別表のとおりとする。

### (等級格付けの基準)

第5条 等級格付けの基準日は、1月1日（以下「審査基準日」という。）とし、等級格付けの総合数値の基準は、次のとおりとする。

工事名	総合数値	
	A	B
土木一式	700点以上	700点未満
建築一式	700点以上	700点未満
電気	650点以上	650点未満
管	650点以上	650点未満
舗装	650点以上	650点未満
造園	650点以上	650点未満
水道施設	700点以上	700点未満

(等級格付けの決定)

第6条 等級格付けの決定は、審査基準日の属する年の4月1日(以下「等級格付け基準日」という。)を行う。

(等級格付け基準日以降に有資格者となった者)

第7条 等級格付け基準日以降に有資格者となった者は、原則として主観数値を加算しないものとし、客観数値のみをもって総合数値とする。この場合、適宜な月の1日に等級を決定するものとする。

(等級格付けの公表)

第8条 第6条及び前条により等級格付けを決定したときは、その結果を公表するものとする。

(等級区分別発注標準額運用基準)

第9条 第3条に規定する7工事の等級区分別発注標準額は、次のとおりとする。

工事名	等級	
	A	B
土木一式	2,500万円以上	2,500万円未満
建築一式	2,500万円以上	2,500万円未満
電気	1,000万円以上	1,000万円未満
管	1,000万円以上	1,000万円未満
舗装	1,000万円以上	1,000万円未満
造園	1,000万円以上	1,000万円未満
水道施設	2,000万円以上	2,000万円未満

(指名業者の選定)

第10条 指名業者の選定は、群馬東部水道企業団入札審査委員会設置要領で規定する群馬東部水道企業団入札審査委員会において、入札参加資格者の中から前条の規定により行うものとする。

2 特殊な技術を要する工事又は企業団における発注状況その他特別な理由があると認められる場合は、前条の規定にかかわらず、入札参加資格者の中から選定することができるものとする。

3 前条に規定のない工事の指名業者の選定は、予定価格、工事の難易度及び総合数値等を考慮し、行うものとする。

(指名業者の選定における留意事項)

第11条 指名業者の選定は、次の各号を考慮し、特定の業者に指名が偏ることがないように留意するものとする。

- (1) 適正な資格を有する技術者の配置の可否
- (2) 手持ち工事及び業務の状況
- (3) 工事の規模、難易度
- (4) 当該地域内の営業拠点の存在又は当該地域における施工実績
- (5) 過去の同種又は類似工事又は業務の施工実績
- (6) 公共工事及び一般工事に対する工事成績の状況
- (7) 工事現場に対する安全管理の状況
- (8) 従業員に対する労働福祉の状況

(指名業者の数)

第12条 指名業者の数は、次の表の設計金額に応じた業者数とする。ただし、特別の理由がある場合は、これを減ずることができるものとする。

	設計金額	業者数
1	500万円未満	3者以上
2	500万円以上1,000万円未満	4者以上
3	1,000万円以上3,000万円未満	5者以上
4	3,000万円以上	6者以上

(指名業者の選定の特例)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、入札参加資格者以外の者を指名業者とすることができる。この場合、入札参加資格審査に準ずる方法により資格審査を行うものとする。

- (1) 特殊な工法及び技術並びに特殊な機械器具又は生産設備を必要とする場合
- (2) その他特別の理由があると認めた場合

(指名業者として選定できない者)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名業者として選定することができないものとする。

- (1) 群馬東部水道企業団入札参加資格停止措置要領（平成28年群馬東部水道企業団制定）に基づく入札参加資格停止期間中である者
- (2) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (3) 建設業法第28条第3項による営業停止処分中の者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11で準用される施行令第167条の4第1項に該当する者及び企業

- 団の発注する工事で同条第2項各号のいずれかに該当する行為があった者
- (5) 企業団の発注する工事で、労働基準監督署から、安全管理の改善に関する指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
  - (6) 企業団の発注する工事で、下請け代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められた者
  - (7) 労働基準局等から、労働関係等の問題について通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
  - (8) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する子会社と親会社の関係又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (9) 一方の会社の会社法人上の役員（以下この号において「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合
  - (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

（一般競争入札における入札参加資格要件）

第15条 一般競争入札において、工事又は業務委託の特殊性による入札参加資格要件を設定する場合は、次の各号に留意し、工事实績、技術者の配置及び近接工事条件などの資格要件を設定することができるものとする。

- (1) 企業団発注状況
- (2) 入札参加資格者の受注状況
- (3) 近接工事の有無
- (4) 地理的条件
- (5) 技術的適正
- (6) 工事の難易度

（準用）

第16条 この要領は、次の各号のいずれかに該当する場合に準用する。

- (1) 企業団が発注する工事に係る特定共同企業体の選定等
- (2) 競争入札執行担当課が所管する以外の工事における業者の選定等

（その他）

第17条 この要領に定めのない事項については、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

主観数値

主観項目	評点方法	
工事検査平均点の評価	審査基準日の属する年度の前年度における工事検査評点について、工種ごとの平均点により次表に基づき加点する。	
	検査評点	加点
	85点以上	+50
	80点から85点未満	+40
	75点から80点未満	+30
	70点から75点未満	+20
	65点から70点未満	+10
	60点から65点未満	0
	60点未満	0
災害協定等の締結	審査基準日において、群馬東部水道企業団と「災害時における水道施設の応急復旧に関する協定」を締結している場合、水道施設工事に限り5点を加点する。	
緊急漏水修繕業務に関する状況	審査基準日において、群馬東部水道企業団に緊急漏水修繕業者として登録がある場合又は、審査基準日の前年において、群馬東部水道企業団が要請した緊急漏水修繕実績がある場合、水道施設工事に限り20点を加点する。	
指名停止の期間	審査基準日の前年において、一定期間の指名停止措置を受けた者は、登録する工種すべてにおいて次の期間に応じた数値とする。	
	指名停止期間	点数
	4ヶ月以上	-40
	1ヶ月以上4ヶ月未満	-20
1週間以上1ヶ月未満	-5	